

茨城県管理河川県北ブロックの減災に係る取組方針（案）

平成30年 月

茨城県管理河川県北ブロック減災対策協議会

（ 日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，
常陸大宮市，那珂市，東海村，大子町，
気象庁水戸地方气象台，茨城県 ）

目 次

1	はじめに	P. 2
2	対象河川	P. 3
3	本協議会の構成員	P. 7
4	減災のための目標	P. 9
5	県北ブロックの概要と主な課題	P. 10
	・ 流域の概要	
	・ 主な課題	
6	現状と課題	P. 13
	(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	
	(2) 的確な水防活動のための取組	
	(3) 氾濫水の排水, 浸水被害軽減に関する取組	
	(4) 河川管理施設の整備等に関する取組	
	(5) 減災・防災に関する取組	
7	概ね5年で実施する取組	P. 18
	(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	
	(2) 的確な水防活動のための取組	
	(3) 氾濫水の排水, 浸水被害軽減に関する取組	
	(4) 河川管理施設の整備等に関する取組	
	(5) 減災・防災に関する取組	
8	フォローアップ	P. 22

別添 現状, 課題, 取組一覧表

1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風では、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらの答申を受け、県北ブロックの関係9市町村（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町）と気象庁水戸地方气象台、茨城県は、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、「茨城県管理河川県北ブロック減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立した。

こうした中、平成29年6月20日に国土交通省では、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を取りまとめたところである。

本協議会では、各構成員が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

なお、本取組方針は本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2 対象河川

本協議会の対象とする河川は、以下のとおりとする。

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
中丸川	ひたちなか市	
本郷川	ひたちなか市	
大川	ひたちなか市	
早戸川	ひたちなか市	
大井川	那珂市	
緒川	常陸大宮市	
国長川	常陸大宮市	
小玉川	常陸大宮市	
曲田川	常陸大宮市	
小舟川	常陸大宮市	
油河内川	常陸大宮市	
野沢川	常陸大宮市	
元沢川	常陸大宮市	
熊久保川	常陸大宮市	
七内川	常陸大宮市	
和田川	常陸大宮市	
東河戸川	常陸大宮市	
仲河戸川	常陸大宮市	
小田野川	常陸大宮市	
相川	常陸大宮市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
桧山川	常陸大宮市	
大沢川	常陸大宮市	
八反田川	常陸大宮市	
千田川	常陸大宮市	
久慈川	常陸大宮市， 大子町	
茂宮川	日立市， 常陸太田市	
亀作川	常陸太田市	
弁天川	常陸太田市	
高貫川	常陸太田市	
里川	日立市， 常陸太田市	
渋江川	常陸太田市	
源氏川	常陸太田市	
入四間川	日立市	
天竜川	常陸太田市	
山田川	常陸太田市	
湯の沢川	常陸太田市	
染川	常陸太田市	
竜神川	常陸太田市	
浅川	常陸太田市	
千寿川	常陸太田市	
赤土川	常陸太田市	
玉川	常陸大宮市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
照田川	常陸大宮市	
枇杷川	常陸大宮市	
諸沢川	常陸大宮市	
久隆川	常陸大宮市	
湯沢川	太子町	
大沢川	太子町	
滝川	太子町	
大野川	太子町	
押川	太子町	
浅川	太子町	
初原川	太子町	
相川	太子町	
久保田川	太子町	
八溝川	太子町	
中郷川	太子町	
四時川	北茨城市	
里根川	北茨城市	
関山川	北茨城市	
境川	北茨城市	
八反川	北茨城市	
江戸上川	北茨城市	
鹿の沢川	北茨城市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
大北川	高萩市，北茨城市	
花園川	北茨城市	
根古屋川	北茨城市	
木皿川	北茨城市	
宿川	高萩市	
塩田川	北茨城市	
大沢川	北茨城市	
関根川	高萩市	
関根前川	高萩市	
花貫川	高萩市	
中戸川	高萩市	
小石川	日立市	
十王川	日立市	
東連津川	日立市	
宮田川	日立市	
鮎川	日立市	
桜川	日立市	
金沢川	日立市	
大沼川	日立市	
瀬上川	日立市	
新川	東海村	

3 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
日立市	市長
常陸太田市	市長
高萩市	市長
北茨城市	市長
ひたちなか市	市長
常陸大宮市	市長
那珂市	市長
東海村	村長
太子町	町長
気象庁水戸地方气象台	台長
茨城県	
生活環境部	
防災・危機管理課	課長
土木部 河川課	課長
" 常陸大宮土木事務所	所長
" 太子工務所	所長
" 常陸太田工事事務所	所長
" 高萩工事事務所	所長

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

構成機関
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所



茨城県管理河川県北ブロック減災対策協議会位置図

4 減災のための目標

平成 29 年 5 月 31 日に開催した第 1 回の本協議会において、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

久慈川をはじめとする、県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県北ブロックの県管理河川において、以下の項目を 2 本柱とした取組を実施する。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

5 県北ブロックの概要と主な課題

【流域の概要】

久慈川圏域は、茨城県、福島県、栃木県との県境に位置する八溝山に源を発し、太平洋に注ぐ流域であり、久慈川、浅川、茂宮川など33河川を擁し、常陸大宮市、常陸太田市、大子町、那珂市、東海村の5市町村からなる圏域面積約950 km²の地域である。

那珂川圏域については、栃木県をその上流部に有し、中丸川、緒川など48河川（うち県北ブロック23河川）から成る圏域であり、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市などの県北ブロック関係市を含む7市町で構成される圏域面積約600 km²の地域である。

県北東部の二級水系は、北茨城市から日立市にかけて、上流部の山間部から太平洋に注ぐ流域であり、大北川、花貫川、十王川などをはじめとする27河川を擁する。

【過去の被害状況】

(久慈川圏域)

洪水		被害状況
明治23年8月	台風	流出1,800戸 浸水1万戸
明治43年8月	台風	流出37棟
大正9年10月	台風	大子234mm 流出206戸 全半壊273戸 床上浸水5,618棟
昭和13年6月	台風・梅雨前線	常陸太田319mm 山方242mm 浸水450戸 流出5戸 半壊7戸
昭和22年9月	カスリン台風	山方150mm 鉄道不通4日間
昭和61年8月	台風からの熱帯低気圧	圏域170mm 床下浸水320戸 床上浸水250戸 半壊11戸 全壊1戸
平成3年9月	台風、秋雨前線	圏域175mm 床下浸水182戸 床上浸水185戸 半壊2戸
平成11年7月	熱帯低気圧	圏域107mm 大子160mm 床下浸水27戸 床上浸水18戸
平成23年9月	台風	大子210mm 床下浸水42戸 床上浸水32戸

(那珂川圏域)

洪水		被害状況
昭和61年8月	台風第10号及び豪雨	水戸244mm 浸水1,222棟
平成3年9月	台風第18号及び豪雨風浪	水戸212mm 浸水87棟
平成8年9月	台風第17号及び豪雨	水戸207mm 浸水2棟
平成10年8月	豪雨	笠間153mm 浸水28棟
平成11年7月	豪雨	水戸153mm 浸水18棟
平成14年7月	台風第6号及び豪雨	水戸137mm 浸水15棟

【河川改修の状況】

- ・河川改修の実施箇所は、下表に示す河道の流下能力が不足している区間等を対象として河道掘削、築堤などの整備を行っている。

◆久慈川圏域（常陸大宮土木事務所・大子工務所・常陸太田工事事務所管内）

対象河川	実施内容	施行の場所	延長
久慈川	河道掘削・護岸	池田橋（市道）（62.9km） ～川山橋（国道118号）（65.4km）	2.5km
玉川	河道掘削・築堤 護岸	玉川橋（国道118号）（0.0km） ～上玉川橋（市道）（6.0km）	6.0km
浅川	河道掘削・築堤 護岸	副堰橋（県道）（1.5km） ～浅川橋（国道293号）（4.1km）	2.6km

◆那珂川圏域（常陸大宮土木事務所管内）

対象河川	実施内容	施行の場所	延長
中丸川	河道掘削・築堤 護岸	那珂川合流点（0.0km） ～長堀橋（市道）（6.4km）	6.4km
	調節池整備	中丸川調節池（1箇所）	
大井川	河道掘削・築堤 護岸	早戸川合流点（0.0km） ～後台橋（市道）（1.9km）	1.9km
緒川	河道掘削・築堤 護岸	那賀堰（6.49km） ～岩下橋（市道）（0.4km）	0.4km

◆二級水系（高萩工事事務所管内）

対象河川	実施内容	施行の場所	延長
大北川	河道掘削・護岸	河口（0.0km）～孝行橋（7.3km）	7.3km
花園川	河道掘削	大北川合流点（0.0km） ～永久橋（県道）（2.1km）	2.1km
花貫川	河道掘削・護岸	河口（0.0km） ～湯沢橋（市道）（5.9km）	5.9km
茂宮川	護岸・排水樋管	新茂宮橋（国道245号）（0.2km） ～茂宮川橋（国道6号）（3.4km）	3.2km

【主な課題】

河川沿の宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。

また、各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関地域住民との連携強化とも務める必要がある。

6 現状と課題

各構成員が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

※現状：○，課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
情報伝達, 避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○県管理河川のうち、水位周知河川についてホットラインを構築 ○新たなガイドライン（H29.1）の内容を反映し、判断・伝達マニュアルや地域防災計画を改定 ○防災行政無線や SNS，緊急速報メールにより情報を伝達 ○総合防災訓練において、自主防災組織が主体となり訓練計画を策定し、訓練を実施 ○水位周知河川等における登録型の情報発信を実施 ○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし、避難計画の作成に関する説明会を開催 ○要支援者個別支援避難行動計画の策定及び支援体制の構築 	
	●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要	A
	●避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に基づくマニュアルの見直しが必要	B
	●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	C
	●社会資本整備審議会の答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要	D
	●分かりやすい水位情報の提供が必要	E
	●広域避難計画の必要性の確認が必要	F
	●浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の把握が必要	G
	●避難行動要支援者への支援者のなり手不足	H

<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<p>○洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模に対応した浸水想定区域図を公表</p> <p>○前回の浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成済</p> <p>○浸水実績について把握</p> <p>○水防災に関する問合せ窓口を設置</p> <p>○小学生を対象に防災訓練を実施</p> <p>○出前講座や防災士の講演を実施</p> <p>●社会資本整備審議会の答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要</p> <p>●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない</p> <p>●まるごとまちごとハザードマップの必要性や作成手法の検討が必要</p> <p>●浸水実績がデータベース等になっていない</p> <p>●住民が水害の事前準備をする際の明確な問合せ先がない</p> <p>●住民・教員の水防災に対する意識の高揚が必要</p> <p>●水防災に関する認識を高める機会が無い</p>	<p>I</p> <p>J</p> <p>K</p> <p>L</p> <p>M</p> <p>N</p> <p>O</p>
<p>円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<p>○茨城県河川情報システムにより雨量、水位等の観測データ、河川の状況を把握</p> <p>●水位計等の観測機器の増設が必要</p>	<p>P</p>

(2) 的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
水防体制の強化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施 ○広報誌やホームページ, ポスターにより水防団員(消防団員)等を募集 ○建設業協会等と協定を締結 <ul style="list-style-type: none"> ●共同点検の継続 ●水防団員の高齢化, 減少 ●水防訓練の指導者が不足 ●水防技術の継承が必要 	Q R S T
市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川及び水位周知河川について, 想定最大規模に対応した浸水想定区域図を公表 <ul style="list-style-type: none"> ●庁舎や重要施設が浸水区域内に立地 ●民間事業者が水防災に関する認識を高める機会が少ない 	U V

(3) 氾濫水の排水, 浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
排水施設, 排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加 <ul style="list-style-type: none"> ●排水が必要な地域が不明 	W
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ●区域の把握ができていない 	X

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<p>○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施</p> <p>●河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必要</p>	Y
流木や土砂の影響への対策	<p>○中小河川の緊急点検を実施</p> <p>●土砂・流木による被害の危険性があり、対策が必要</p>	Z
ダム再生の推進	<p>○各ダムにおいて定められた操作規則に基づき、洪水調節操作を実施</p> <p>●国の取り組み状況の把握及び計画的な維持管理が必要</p>	A A
その他 (河川の適切な維持管理)	<p>○出水期前の河川総点検の実施</p> <p>○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施</p> <p>●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要</p> <p>●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要</p>	A B A C

(5) 減災・防災に関する取組

項目	現状と課題	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○更新された浸水想定を基に地域住民に周知 ●正確な浸水実績の把握が必要 	A D
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業団体と災害協定を締結 ○県が実施する講習会へ参加 ●災害復旧経験者（技術者）の人員不足 ●職員の技術力向上が必要 	A E A F

7 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
①	洪水時における河川管理者からの情報提供等	A	平成30年度から順次実施	市町村，茨城県
②	避難勧告等発令の対象区域，判断基準等の確認	A, B, C	平成29年度から順次実施	協議会全体
③	水害危険性の周知促進	D	平成29年度から順次実施	茨城県
④	ICTを活用した洪水情報の提供に向けた検討	E	平成30年度から順次実施	市町村，茨城県
⑤	広域避難体制の構築	F	平成30年度から順次実施	市町村，茨城県
⑥	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	G, H	引き続き実施	協議会全体
⑦	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	D	順次実施	茨城県
⑧	水害ハザードマップの改良，周知，活用	I, J, K	平成29年度から順次実施	市町村，茨城県
⑨	浸水実績等の周知	L, A D	平成30年度から順次実施	市町村，茨城県

⑩	防災教育の促進	M, N, O	平成29年度から順次実施	協議会全体
⑪	危機管理型水位計, 河川監視用カメラの整備	P	引き続き実施	市町村, 茨城県

(2) 的確な水防活動のための取組

	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	Q	引き続き実施	市町村, 茨城県
②	水防に関する広報の充実	R	引き続き実施	市町村, 茨城県
③	水防訓練の充実	S, T	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
④	水防団体間の連携, 協力に関する検討	S, T	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑤	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	D, E	引き続き実施	市町村, 茨城県
⑥	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	U, V	平成30年度から順次実施	協議会全体

(3) 氾濫水の排水, 浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
①	排水施設, 排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	W	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
②	浸水被害軽減地区の指定に向けた検討	X	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
①	堤防等河川管理施設の整備	Y	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
②	流木や土砂の影響への対策	Z	平成29年度から順次実施	茨城県
③	ダム再生の推進	A A	平成30年度から順次実施	茨城県
④	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	A B, A C	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑤	河川管理の高度化の検討	A B, A C	平成30年度から順次実施	茨城県

(5) 減災・防災に関する取組

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
①	適切な土地利用の促進	A D	平成30年度か ら順次実施	市町村, 茨城県
②	災害時及び災害復旧に対す る支援	A E, A F	平成30年度か ら順次実施	協議会全体

8 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年本格的な台風シーズン前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

参考資料

- (1) 【現状】
- (2) 【課題】
- (3) 【概ね5年で実施する取組（案）】